

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 改正 骨子（案）

2021年11月2日
事務局



1 電気通信事業法・個人情報保護法等を踏まえた対応

- ・利用者端末情報とそれに紐付く情報について、通信関連プライバシーとして保護されるべき利用者の権利として、把握されるべき。電気通信事業者や電気通信事業者の設備のみに着目するのではなく、電気通信サービスの利用者の権利に着目し、通信の秘密に加えて電気通信サービスの利用者のプライバシー保護を電気通信事業法の目的として考えていく必要があると共に、利用者端末情報等を取り扱う者の全てが保護すべき義務を負うこととするべき。
- ・**電気通信事業法等における利用者情報の取扱いに関する規律の内容・範囲等について、e プライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、具体的な制度化に向けた検討を進める。**

2 電気通信事業GL・指針等における対応

- ・令和2年及び令和3年改正個人情報保護法の施行に向けて、電気通信事業GLについて見直す。
- ・**利用者情報の適正な取り扱いの確保に向けた電気通信事業GL改正について併せて検討を行う。**
(例：個人情報保護管理者、プライバシーポリシー、位置情報を含む各種情報（利用者情報を含む）)

3 定期的なモニタリングの実施

- ・電気通信事業GLに必要事項を定め、その遵守状況や事業者の自主的な取組の状況を定期的にモニタリングする。

4 専門的な知見の蓄積と発信の重要性

- ・有識者のTFなどにより、技術的動向について整理し、継続的にこれを更新していくことを検討。

5 利用者の理解促進・外部レビュー

- ・関係事業者や業界団体等が、利用者に対して周知啓発を推進し、利用者のリテラシー向上を図っていくことを期待。
- ・専門的見地から事業者のプライバシーポリシー等について外部レビューが実施され、結果が公表されることも有用。

6 國際的な対話と連携

- ・我が国における制度的な検討やプラットフォーム事業者等のモニタリング等の取組を進めるとともに、積極的に二カ国 の枠組みにおける対話と連携を進めることが有用。また、更に、多国間連携の場として、OECD、APEC等の国際的機関や地域連合の場においても我が国における取組を説明し、連携しつつ対応。

電気通信事業GL・指針等における対応①

令和4年(2022年)4月の令和2年及び令和3年改正個人情報保護法の施行に向けて、電気通信事業GLについて全面的に見直す必要がある。電気通信事業GLは電気通信事業を営む事業者が利用者情報に係る通信の秘密や個人情報・プライバシー上の適正な取扱いを行う観点から一元的に参照することができる文書としてとりまとめしていくことが望ましい。(中間とりまとめP108 より)

① 個人情報保護委員会ガイドラインの見直しに対応した改正の検討

- 令和3年(2021年)5月に個人情報保護委員会から令和2年改正に対応するための個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(以下「個人情報保護委員会ガイドライン」という。)の改正案が示されている。これを踏まえ、電気通信事業GLについても対応した改正を検討
- まず、全体の構造としては、個人情報保護委員会ガイドラインにおいて、「3-2 不適正利用の禁止」、「3-5 個人データの漏えい等の報告等」、「3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等」、「3-10 仮名加工情報取扱事業者等の義務」の4つの項目が新たに設けられることに対応
- 新たに法律で規定された事項・・・について、個人情報保護委員会ガイドラインにおいて事例などの記載があるが、電気通信事業の固有の事情などを踏まえ、より適切な事例などの記載について検討することが適當(中間とりまとめP108より抜粋)



令和2年改正に対応するための「個人情報保護委員会ガイドライン」の改正は、令和3年8月に確定。令和3年8月に個人情報保護委員会から令和3年改正に対応するための「個人情報保護委員会ガイドライン」の改正案等についても示された。これらを踏まえ、電気通信事業GLについて対応した改正を検討。

個人情報保護委員会ガイドラインとの関係

- 分野横断的に適用される個人情報保護委員会ガイドラインの内容を反映させ統一性を図る一方、通信の秘密等の電気通信事業法に基づく規律や、プライバシー保護の観点からの規律等、電気通信分野に特有の規律を追加。

個人情報保護委員会ガイドライン

(通則編)

- 目的及び適用対象
- 定義
- 個人情報取扱事業者等の義務
 - 個人情報の利用目的
 - 不適正利用の禁止**
 - 個人情報の取得
 - 個人データの管理
 - 個人データの漏えい等の報告等
 - 個人データの第三者への提供
 - 個人関連情報の第三者提供の制限等
 - 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等
 - 個人情報の取扱いに関する苦情処理
 - 仮名加工情報取扱事業者等の義務
 - 匿名加工情報取扱事業者等の義務
 - 漏えい等の事案が発生した場合等の対応
 - 「勧告」、「命令」及び「緊急命令」等についての考え方
 - 適用除外
 - 適用の特例
 - 学術研究機関等の責務
 - 域外適用及び適用除外
 - 域外適用
 - ガイドラインの見直し
 - (別添)講すべき安全管理措置の内容

(外国にある第三者への提供編)

(第三者提供時の確認・記録義務編)

(仮名加工情報・匿名加工情報編)

(認定個人情報保護団体編)

個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール

電気通信事業ガイドライン

(ガイドライン) 第1条 第2条 ⋮

- (ガイドライン解説)
- 目的及び適用対象
 - 定義
 - 電気通信事業者の義務
 - 個人情報の利用目的
 - 不適正利用の禁止**
 - 個人情報の取得
 - 個人データ等の管理
 - プライバシーポリシー**
 - 個人データの漏えい等の報告等**
 - 個人データの第三者への提供
 - 個人関連情報の第三者提供の制限等**
 - 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等
 - 個人情報の取扱いに関する苦情処理
 - 仮名加工取扱事業者等の義務**
 - 匿名加工情報取扱事業者等の義務
 - 漏えい等の事案が発生した場合等の対応
 - 学術研究機関等の責務
 - 各種情報の取扱い
 - ガイドラインの見直し
 - (別添)講すべき安全管理措置の内容
- これらを準用する旨をガイドライン解説に追記。
(**3-53-7**、**3-11**、**3-83-12**)



- 令和2年及び令和3年個人情報保護法改正に対応した個人情報保護委員会ガイドラインの見直しを踏まえ電気通信事業GLの対応部分を改正。電気通信事業特有の事情を考慮した解説を追記。

	改正項目	電気通信事業GL改正（案）
令和 2年 改正	①短期保存データの保有個人データ化	「2 定義」の中のGL第3条柱書の規定を維持。解説（2-8保有個人データ）における関連の記載を削除。
	②利用目的の特定	GL第4条第1項の解説（3-1-1利用目的の特定）に事例を含め説明を記載。解説の説明を充実を検討。
	③不適正利用の禁止	GL第5条の次に規定を新設。「3-2不適正利用の禁止」を新設し、解説に事例を含め説明を記載。
	④漏えい等報告・本人通知の義務化	現行GL第14条の次に規定を新設。「3-6個人データの漏えい等の報告等」を新設し、解説に事例含め説明を記載。権限委任の際の報告先について解説に追記。電気通信事業者に該当する事例を追記を検討。
	⑤オプトアウト規定における第三者提供範囲の限定	現行GL第15条第2項を改正。解説に事例を含め説明を記載。
	⑥越境移転時の本人説明充実化	現行GL第16条を改正。解説においてガイドライン（外国にある第三者への提供編）を参照。外国の制度等に関する情報提供について解説に追記を検討。
	⑦個人関連情報第三者提供時の本人同意確認の義務化	現行GL第18条の次に規定を新設。「3-8個人関連情報の第三者提供の制限等」を新設し、解説に事例含め説明を記載。位置情報が個人関連情報として位置づけられる場合の扱いについて解説に追記を検討。
	⑧保有個人データに関する公表事項等	現行GL第19条第1項第1号を改正、同条同項第3号の次に規定を追加。解説に事例を含め説明を記載。
	⑨保有個人データの開示方法	現行GL第20条の第1項・第2項を改正。解説に事例含め説明を記載。電気通信事業者の望ましい対応について解説に追記を検討。
	⑩第三者提供記録の開示請求	現行GL第20条の内容に第5項を新設。解説に事例含め説明を記載。
	⑪利用停止・消去等の要件緩和	現行GL第22条の内容に第5項及び第6項を新設。解説に事例含め説明を記載。
	⑫仮名加工情報の創設	現行GL第28条の前に規定を新設。「3-11仮名加工情報取扱事業者等の義務」を新設し、解説でガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）を参照。
	⑬域外適用対象拡大	GL第2条の解説（1-2適用対象）において、域外適用の対象となる事例、対象とならない事例を記載。電気通信事業者特有の事例について解説に追記を検討。
	⑭認定団体制度の充実	GL第1条の解説（1-1目的）において、ガイドライン（認定個人情報保護団体編）を参照。
	⑮ペナルティの引上げ	—
改 3 令 和	⑯学術研究機関等の責務	現行GL第28条の後に規定を新設。「4. 学術研究機関等の責務」を新設※し、解説に説明を記載。※「5. 各種情報の取扱い」（現行GL第32条～）の前に新設

(参考)電気通信事業GLの条文構成案

	現行GL	改正GL
1.目的及び適用対象	第1条、第2条	第1条、第2条
2.定義	第3条	第3条
3.電気通信事業者の義務		
3-1 個人情報の利用目的	第4条、第5条、第8条③	第4条、第5条、第9条③
3-2 不適正利用の禁止	一	第6条(新設)
3-3 個人情報の取得	第6条～第8条	第7条～第9条
3-4 個人データ等の管理	第9条～第13条	第10条～第14条
3-5 プライバシーポリシー	第14条	第15条
3-6 個人データの漏えい等の報告等	一	第16条(新設)
3-7 個人データの第三者への提供	第15条～第18条	第17条～第20条
3-8 個人関連情報の第三者提供の制限等	一	第21条(新設)
3-9 保有個人データに関する事項の公表等、 保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	第19条～第26条	第22条～第29条
3-10 個人情報の取扱いに関する苦情処理	第27条	第30条
3-11 仮名加工取扱事業者等の義務	一	第31条・第32条(新設)
3-12 匿名加工情報取扱事業者等の義務	第28条～第31条	第33条～第36条
4. 学術研究機関等の責務		第37条(新設)
5. 各種情報の取扱い		
5-1 通信履歴の記録	第32条	第38条
5-2 利用明細	第33条	第39条
5-3 発信者情報	第34条	第40条
5-4 位置情報	第35条	第41条
5-5 不払い者等情報の交換	第36条	第42条
5-6 迷惑メール等送信に係る加入者情報	第37条	第43条
5-7 電話番号情報の提供の制限	第38条	第44条
6. ガイドラインの見直し	第39条	第45条



②利用目的の特定

【改正GL第4条（第1項）解説（3-1-1利用目的の特定）】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-1-1利用目的の特定（法第15条第1項関係）」における（※1）と同様に、「利用目的の特定の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに本人の予測を可能とすることである。」「本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。」旨を、個人情報保護委員会ガイドラインに記載されている事例と共に解説に記載。
- これに加えて、当該分析（いわゆるプロファイリングが行われる場合）により、「要配慮個人情報」の項目に相当する情報が得られる場合には、予め本人の同意を得ることが望ましいこと、これら情報について本人の同意を取得することなく不必要に広告のセグメント情報として広告配信その他の行為に用いないようにすることが望ましいこと、を解説に追記することを検討してはどうか。

③不適正利用の禁止

【「3-2 不適正利用の禁止」の新設、改正GL第6条】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-2 不適正利用の禁止（法第16条の2関係）」と同様に、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないことを電気通信事業GL第6条に規定すると共に、解説に事例を含め説明を記載。



④漏えい等報告・本人通知の義務化

【「3-6個人データの漏えい等の報告等」の新設、改正GL第16条】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-5個人データの漏えい等の報告等（法第22条の2関係）」と同様に、「漏えい等」の考え方において取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものを規定し、「漏えい等事案が発覚した場合に講すべき措置」を規定する。また、「報告対象となる事態」、「報告義務の主体」、「速報」、「確報」、「通知の内容」、「通知の方法」、「通知の例外」等を解説に記載。
- 報告対象として、個人情報保護委員会とともに個人情報保護委員会が法第147条第1項の規定により報告を受理する権限を所管大臣に委任している場合には、電気通信事業の場合には所管大臣が総務大臣となるためその旨を追記する。また、電気通信事業法第28条において通信の秘密の漏えいが生じた場合の総務大臣に対する報告義務が定められているためその旨を記載する。
- 個人データの漏えいに該当する事例として電気通信事業に該当する事例を追記することを検討してはどうか。（事例：ある回線が解約された後に同一回線が使用された際、以前の当該回線使用者の登録情報を含む個人データが当該回線使用者に閲覧可能な状態になった場合）

⑤オプトアウトによる第三者提供

【改正GL第17条第2項、解説（3-7-2オプトアウトによる第三者提供）】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-6-2オプトアウトによる第三者提供（法第27条第2項～第4項関係）」と同様に、オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とすることを電気通信事業GLで規定すると共に、解説に事例を含め説明を記載。



⑥越境移転時の本人説明の充実

【改正GL第18条、解説（3-7-5外国にある第三者への提供の制限）】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-6-4外国にある第三者への提供の制限（法第28条関係）」と同様に、電気通信事業GL第18条において外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他参考となるべき情報の本人への提供を求めることが規定すると共に、解説において、ガイドライン（外国第三者提供編）を参照。
- これに加えて、電気通信事業GL第18条や解説において、以下の対応を検討してはどうか。
 - 移転先の第三者が所在する外国が特定できない場合の本人への情報提供等の望ましい対応について、解説において記載を検討
 - 基準適合体制を整備している外国にある第三者に対して個人データを提供する場合には、提供の時点で、相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を確認するとともに、当該制度が存在し、それにより実質的には提供先の当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保できるか確認しなければならない旨、規定を追加。
- その他、「3-4個人データ等の管理」「3-4-6 委託先の監督（第13条第3項関係）」の解説において、「外国にある第三者に委託する場合、委託元は、委託先を通じて外国において個人データを取り扱うこととなるため、委託先が所在する外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、委託先の監督その他の安全管理措置を講じる必要がある」旨追記することを検討してはどうか。

⑦個人関連情報の第三者提供の制限

【「3-8個人関連情報の第三者提供の制限等」の新設、改正GL第21条】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-7個人関連情報の第三者提供の制限等」と同様に、個人関連情報について、提供先において「個人データとして取得する」ことが「想定される」第三者提供に関し、本人同意が得られていること等の確認・記録義務を電気通信事業GLに規定。

※個人関連情報の定義については「2-9（個人関連情報）」、個人関連情報取扱事業者の定義については、「2-10（個人関連情報取扱事業者）」に規定

- これに加えて、個人データとして取得することを「現に想定している場合に該当する例」として、位置情報に関する「提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、提供先の第三者に対してID等と結びついた高精度又は連続した位置情報等を提供すると、提供先の第三者が当該識別子や位置情報を個人データと結びつけることが想定される場合」を解説に追記することを検討はどうか。

⑧保有個人データに関する公表等

【改正GL第19条、解説（3-9保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等）】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第32条関係）」と同様に、個人情報取扱事業者が保有個人データに関して本人の知り得る状態に置かなければならない事項として、住所及び（法人にあっては）代表者の氏名及び安全管理のために講じた措置を電気通信事業GLに追加すると共に、解説に記載。



⑨保有個人データの開示方法

【改正GL第23条、解説（3-9-2保有個人データの開示）】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-8-1保有個人データに関する事項の公表等（法第32条関係）」と同様に、保有個人データの開示について、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該電気通信事業者の定める方法による開示を本人が請求できることを電気通信事業GLで規定。
- また同様に解説において、電磁的記録の提供による方法の事例、その他当該個人情報取扱事業者の定める方法の事例、当該方法による開示が困難である場合の事例等を記載。
- これに加えて、電気通信事業者による望ましい電磁的記録の提供による方法として、開示等の手続きをオンラインで受け付けること（プライバシーポリシー等から容易に到達できること等）について解説に明記し、望ましい事例としても追記することを検討してはどうか。

⑩第三者提供記録の開示

【改正GL第23条第5項、解説（3-9-3第三者提供記録の開示）】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-8-2保有個人データの開示（法第33条第1条～第4条）」と同様に、個人データの授受に関する第三者提供記録について、保有個人データの開示請求に関する規定を準用することにより、本人が開示請求できることを電気通信事業GLに規定すると共に、解説に事例含め説明を記載。



⑪保有個人データの利用停止・消去などの要件緩和

【改正GL第25条、解説（3-9-5保有個人データの利用停止等）】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-8-5保有個人データの利用停止等（法第35条関係）」と同様に、利用停止・消去、第三者提供の停止に関する要件として、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、利用する必要がなくなった場合、報告義務の対象となる漏えい等事案が発生した場合、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合を電気通信事業GLに規定すると共に、解説に事例含め説明を記載。

⑫仮名加工情報の創設

【「3-11仮名加工情報取扱事業者の義務」の新設、改正GL第31条・第32条】

- 「個人情報保護委員会ガイドライン」「3-10仮名加工情報取扱事業者（法第41条・法第42条関係）」と同様に、新たに仮名加工情報取扱事業者等の義務に関する規定を電気通信事業GLに設けるとともに、解説において、ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）を参照。

⑬域外適用拡大

【改正GL第2条の解説（1-2 適用対象（第2条第1項関係））】

- 既に電気通信事業GL第2条第1項の解説において域外適用される旨が明記されている。（電気通信事業法に基づく域外適用）。
- 解説において、「個人情報保護委員会ガイドライン」「8 域外適用（法第166条関係）」と同様に、個人情報保護法に基づく域外適用についても記載を追加するとともに、域外適用の対象となる事例・ならない事例について記載。電気通信事業に関する事例を解説に追加することを検討してはどうか。
(事例) 外国のプラットフォーム事業者が、国内外のサービス提供者や利用者と日本の利用者やサービス提供者間のサービス提供を相互のメッセージのやりとりを通じて仲介する場合

電気通信事業GL・指針等における対応②-1

② 利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた改正の検討

【全般的な考え方】

- 電気通信事業GLにおいて、これまで総務省が作成してきたスマートフォン プライバシー イニシアティブや位置情報プライバシーレポート等の指針の内容も踏まえた規定が既に設けられている。これについても、今回記載の充実や見直しを行っていく必要。
- 特に、スマートフォン及びウェブにおいて、プラットフォーム事業者、アプリケーション提供事業者、ウェブサイト運営者、広告事業者等関係する主体がそれぞれ適切に対応ができるような環境整備について、スマートフォン プライバシー イニシアティブの考え方などを参照しつつ電気通信事業GL等の改正について検討
- 具体的には、プラットフォーム事業者、アプリケーション提供事業者、ウェブサイト運営者、広告事業者等の利用者情報を取得する事業者は、自らが取得する利用者情報及び情報収集モジュールやタグなどについて十分把握した上で、取得する利用者情報の種類や利用目的などに応じて、利用者が理解できるように通知・公表や必要に応じた同意取得を行うことが重要。
- 利用者が実質的に理解した上で必要な判断ができるように、わかりやすい通知・公表又は同意取得の手法を検討することが重要。スマートフォンや各サービスの内容、利用者の特性等も考慮することが有用であり、ユーザテストやステークホルダーの意見等も適切に活用すべきであると考えられる。
- プラットフォーム事業者内に蓄積されたパーソナルデータについての開示・利用条件・選択機会の提供を行っていくことが重要であり、利用者が自らの利用者情報の取扱いについてコントロールができる観点から、ダッシュボード、オプトアウト有無・方法の開示、データポータビリティの有無・方法の開示、選択機会の通知やガイダンス等について導入していくことが期待される。(中間とりまとめP111-112より抜粋)

電気通信事業GL・指針等における対応②-2

② 利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた改正の検討

<3.電気通信事業者の義務>

○個人情報保護管理者（電気通信事業GL 第13条）

電気通信事業を営み電気通信サービスを提供する者が自ら取り扱う利用者情報の内容について把握し、適切にこれを取り扱うデータやプライバシーのガバナンスを確保していく観点から、個人情報保護管理者は重要であり、必要に応じて記載について充実を検討することが適当。

○プライバシーポリシー（同第14条）

・プライバシーポリシーの公表（同第14条第1項）

既に記載されているプライバシーポリシーに記載すべき内容について精査し整理するとともに、オプトアウトの有無や方法、データポータビリティの有無や方法等プライバシーポリシーに記載すべき事項として電気通信事業GL や解説に追加を行うことを検討。

・アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー（同第14条第2項・第3項）

アプリケーション作成者、情報収集モジュール提供者、広告事業者、ウェブサイト管理者等が留意すべき事項も含めた形で、SPI の履行状況なども考慮した上で必要とされる対応を検討。

・分かりやすい通知・公表や利用者による選択の提供

分かりやすい通知・公表や同意取得を実現するために考慮すべき点や留意すべき事項について電気通信事業GL や解説に追加を行うことを検討（階層的な通知・公表や個別同意、Consent Record 等による一覧性のある表示やダッシュボードによるオプトインやオプトアウトの機会の提供等のベストプラクティス等）

・要配慮個人情報の扱い

健康、宗教、政治的信条等の要配慮個人情報等について、個人情報保護法において、本人の同意がなければ取得してはならないこととされている。広告等のセグメントとして用いる場合など本人の同意を取得することなくこれを不必要に用いないことが求められると考えられる。（中間とりまとめP112-113より抜粋）

② 利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた改正の検討

<4. 各種情報>

○位置情報(電気通信事業GL 第35条)

- ・位置情報であって、GPS、WiFi、基地局、ビーコンなど通信を経由して把握されるものについては、新たに利活用の実態についても把握した上で、通信関連プライバシーの一環として適切な取扱いを確保していく必要。
- ・個人情報保護法上、「ある個人の位置情報」が個人関連情報として位置づけられる場合もある。この際、第三者提供をしようとする場合には相手側事業者がその取得について個人から同意取得を行っていることを確認する必要が出てくる。このような新たな規律と、既存の電気通信事業GLとの整合性についても確認。

○その他

- ・電気通信事業に固有の各種情報の取扱いについて規定している「4.各種情報」における規定について必要に応じて見直すこととする。利用者情報WGにおける検討結果などを踏まえ、「通信関連プライバシー」情報に関する必要とされる記載についても検討。

<5. モニタリングの実施とガイドラインの見直し>

○モニタリングの実施とガイドラインの見直し(現行電気通信事業GL 第39条)

- ・共同規制の下で、電気通信事業を営み電気通信サービスを提供する者が自ら取り扱う利用者情報の適切な取扱いを促しこれを確保していく観点から、特にプライバシーポリシーや個人情報保護管理者の関係を中心に、定期的にモニタリングを行うこととし、その状況を踏まえ、今後も必要に応じて電気通信事業GL 改正等を検討。

(中間とりまとめP113-114より抜粋)



- 電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いの確保に向けて、以下のとおり、ガイドラインを改正するとともに、解説の記載を充実。

改正項目	電気通信事業GL改正(案)
①電気通信役務利用者情報保護管理責任者(仮称) (改正GL第14条本文・解説)	現行GL第13条にある「個人情報保護管理者」を「電気通信役務利用者情報保護管理責任者(仮称)」とした上で「当該電気通信事業者の電気通信役務利用者情報の取扱いに関する責任者をいう」と定義。また、個人データ及びその他利用者情報を含む形で「電気通信役務利用者情報(仮称)」を定義。
②プライバシーポリシーの策定・公表 (改正GL第15条第1項本文・解説)	現行GL第14条にあるプライバシーポリシー(個人情報保護を推進する上での考え方や方針)を(電気通信役務利用者情報の適切な取扱いを確保する上での考え方や方針)に改める。プライバシーポリシーに記載することが望ましい項目をGLにおいて定めるとともに、解説に整理し記載(※)する。 ※スマートフォンプライバシーインシアティブ(SPI)を踏まえた8項目及び委託、利用者の選択の機会(オプトアウト)、データポータビリティ等について追記。
③利用者にとって分かりやすい通知・公表及び選択の機会の提供 (改正GL第15条第1項解説)	プライバシーポリシーを作成・公表する際に、利用者がこれを理解した上で自らの判断により選択の機会を使用することができるよう分かりやすくこれを示すこととする。
④アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー (改正GL第15条第2項、第3項 解説)	電気通信役務利用者情報の取扱いについてGLにおいて記載。解説において、記載することが望ましい項目をGLにおいて定め、解説に整理し記載(※)する。 ※委託、利用者の選択の機会(オプトアウト)、データポータビリティ等について追記。
⑤位置情報 (改正GL第40条第1項解説)	位置情報は電気通信役務利用者情報と位置づけられること、適切な取扱いを確保する観点からプライバシーポリシーの策定・公表等を行うことが適切であることを記載。
⑥モニタリングの実施 (改正GL第44条第2項本文・解説)	現行第39条におけるガイドラインの見直しにおいて、第2項としてガイドラインの見直しに必要な限度でガイドラインの遵守状況や電気通信役務利用者情報の取扱いについてモニタリングを行う旨を規定し、モニタリングの具体的な項目等について解説に記載。解説等において、モニタリング項目として、プライバシーポリシーへの第14条第1項記載事項の掲載状況、利用者にとって分かりやすい示し方の工夫、利用者の選択の機会の提供状況、アプリに関するプライバシーポリシーの有無等、アプリ提供サイトにおけるアプリ提供者への電気通信役務利用者情報取扱いに関する要請の状況等を記載。



①電気通信役務利用者情報保護管理責任者(仮称)の設置

【3-4-7 電気通信役務利用者情報保護管理責任者(仮称) (改正GL第14条関係)】

- 電気通信役務利用者情報の適切な取扱いやプライバシーのガバナンスを確保する観点から、現行のGL第13条において「個人情報保護管理者(当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いに関する責任者をいう。)」としていたものを、改正GL第14条において「電気通信役務利用者情報保護管理責任者(当該電気通信事業者の電気通信役務利用者情報の取扱いに関する責任者をいう。)」としてはどうか。
- 「電気通信役務利用者情報」が初出となる改正GL第14条の解説において、「個人データ及びその他利用者に関して取得された情報」として「電気通信役務利用者情報(※)」を定義してはどうか。
(※)具体的には、個々の通信に関する情報(通信内容及び通信の構成要素)とともに通信サービスの利用者に関する情報等であって①利用者から提供された情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の契約者情報、プロフィール写真や利用者が入力した情報)及び②通信サービスを提供する中で取得した情報、知り得た情報(ログインに必要な識別情報、クッキー技術を用いて生成された識別情報、契約者・端末固有ID、電気通信サービス上の行動履歴や利用者の状態に関する通信履歴、ウェブページ上の行動履歴、アプリケーションの利用履歴、位置情報、システム利用ログ等)等を含むもの。
- 改正GL第14条の解説において、電気通信役務利用者情報保護管理責任者の設置を通じて「予め通信の秘密や個人データ等の漏えいを防止するための体制を整備しておくとともに、万一漏えい等が発生した際には被害拡大防止体制及び監督官庁等への報告連絡体制を整備」することが求められると、「委託先の監査を含む監査体制の整備し監査結果を踏まえた個人データ等の取扱い方法に関する見直し・改善を行うこと」が望ましいとし、電気通信事業者の業務の方法に関し「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」が定められていることを記載してはどうか。

情報の種類		例
電気通信役務利用者情報(※1)	個々の通信に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・通信内容 ・通信の構成要素 <ul style="list-style-type: none"> ・通信文面、通話内容、伝送されたコンテンツ 等 ・通信の日時・場所、通信当事者の氏名・住所・電話番号、通信当事者の識別情報等
	通信サービスの利用者に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から提供された情報 ・通信サービスを提供する中で取得した情報、知り得た情報 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の契約者情報 ・プロフィール写真、利用者が入力した情報等 ・ログインに必要な識別情報、クッキー技術を用いて生成された識別情報、契約者・端末固有ID 等 ・通信履歴、ウェブページ上の行動履歴、アプリケーションの利用履歴、位置情報、システム利用ログ(※2) 等

(※1) 個別の電気通信役務利用者情報が「通信の秘密に関する情報」に該当するかどうかについては、個々の通信との関係を踏まえ個別に判断される。

(※2) 通信サービス上の行動履歴や利用者の状態に関する情報



②プライバシーポリシーの策定・公表

【3-5-1 プライバシーポリシーの策定・公表（改正GL第15条第1項関係）】

- 電気通信事業者が「電気通信役務利用者情報の適切な取扱いを確保する上での考え方や方針」として「プライバシーポリシー」を定めこれを公表することが適切であるとGLにおいて規定してはどうか。
- このプライバシーポリシーに記載することが望ましい項目として、現行GL第14条第2項に記載されているスマートフォン プライバシー イニシアティブ(SPI)を踏まえた8項目に関する事項及びデジタル広告市場の競争評価 最終報告等を踏まえた事項等についてGLにおいて追加記載してはどうか。

<プライバシーポリシーへの記載事項(案)>

- (a) 関係法令・本電気通信事業GL遵守
- (b) ガイドラインに定める事項
 - (i) 情報を取得する者の氏名又は名称
 - (ii) 取得される情報の項目
 - (iii) 取得方法
 - (iv) 利用目的の特定・明示
 - (v) 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法、
 - (vi) 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールやタグ等の有無
 - (vii) 問合せ窓口
 - (viii) プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き
 - (ix) 利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項
 - (x) 委託に係る事項
- (c) 安全管理措置に関する方針
- (d) その他利用者の権利利益の保護に関する事項

SPIを踏まえた8項目

デジタル広告市場の競争評価 最終報告等を踏まえた追加事項



③利用者にとって分かりやすい通知・公表及び選択の機会の提供

【3-5-1 プライバシーポリシーの策定・公表（改正GL第15条第1項関係）】

- プライバシーポリシーの記載事項について、利用者にとって分かりやすく示すことが適切である旨を、ガイドライン上に記載してはどうか。
- 解説に、電気通信事業者は、利用者がこれを理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるよう分かりやすくこれを示す（※1～※3）ことが望ましいことを記載してはどうか。

※1) 分かりやすい表示の工夫

- (例)
- ・階層構造（要点を複数の短い項目にまとめ各項目を選択すると詳細な内容を見られる構造）
 - ・アイコン・イラスト・動画等の視覚的ツール
 - ・利用者が認識しやすいようにジャストインタイムの通知を行う
 - ・要点を分かりやすく解説した簡略版やユーザーガイドを併せて作成すること等

※2) 利用者が自ら内容を理解し選択する上で有用な工夫

- (例)
- ・利用者が認識しやすいようにポップアップによる同意取得を行うこと
 - ・ダッシュボードやオプトアウトの機会の提供、
 - ・Consent RecordやCMP等、利用者が同意内容を後から一覧性をもって把握できる仕組みの提供

※3) 当該電気通信事業者の利用者の状況を踏まえ分かりやすい通知・公表及び同意取得の提供を検討する観点から、必要に応じて、ユーザーテスト実施、アドバイザリーボードや諮詢委員会等の設置、ステークホルダーとの対話が有用であることを記載してはどうか



④アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー

【3-5-2 アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー（改正GL第15条第2項、第3項関係）】

- 「アプリケーションによる電気通信役務利用者情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表すること」についてGL第15条第2項・第3項で定めてはどうか。
- 解説に、現行GL第14条第1項においてアプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシーに記載すべき事項とするSPI8項目に加えて、改正GL第15条第1項で規定する事項（利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項、委託に関する事項）についても追記を検討してはどうか。）

⑤位置情報

【4-4-1 位置情報の取得（改正GL第40条第1項関係）】

- 「位置情報については、電気通信役務利用者情報と位置づけられ、その適切な取扱いを確保する観点から、電気通信役務利用者情報保護管理責任者を置くとともに、プライバシーポリシーを定め公表することが適切である」ことを記載してはどうか。

⑥モニタリングの実施

【5 ガイドラインの見直しモニタリングの実施（改正GL第44条関係）】

- 改正GL第44条第2項において、ガイドラインの見直しに必要な限度でガイドラインの遵守状況や電気通信役務利用者情報の取扱いについて定期的にモニタリングを行う旨を規定し、モニタリングの具体的な項目等について解説に記載してはどうか。
- 解説に、モニタリング項目として、プライバシーポリシーへの改正GL第15条第1項記載事項の掲載状況、利用者にとって分かりやすい示し方の工夫、利用者の選択の機会の提供状況、アプリに関するプライバシーポリシーの有無等、アプリ提供サイトにおけるアプリ提供者への電気通信役務利用者情報の取扱いに関する要請の状況等を記載してはどうか。



- 通信の秘密について、明確化のために記載の充実を行ってはどうか。

改正項目		電気通信事業GL改正(案)
総論	①通信当事者の同意 (改正GL 2-17 本人の同意解説)	通信の秘密に該当する情報の取得や利用等に係る通信当事者の有効な同意について、「同意取得の在り方参考文書」に言及しつつ追記を検討
	②利用目的による制限における通信の秘密に係る個人情報の例外(改正GL 3-1-7 利用目的による制限における通信の秘密に係る個人情報の例外(改正GL第5条第4項)解説)	通信の秘密に該当する情報の取得や利用等に係る違法性阻却事由(正当防衛、緊急避難、正当業務行為)について一定の考え方の追記を検討。
	③委託先の監督 (改正GL第13条第3項)	通信の秘密に係る個人情報については、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がなければ委託できない旨、追記を検討。 (※「3-74 第三者に該当しない場合」に「通信の秘密に係る個人情報は本項の対象外であり、委託、事業の承継、共同利用に伴う場合であっても、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がなければ提供してはならない」と同趣旨)



①通信当事者の同意

【2-17 本人の同意 解説】

○ 通信の秘密に該当する個人情報については、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意がなければ、有効な同意を取得したとはいえない旨を記載してはどうか。

・「個別具体的」とは、個別のサービスごとに、通信の秘密の取扱いについての同意であることを本人が具体的に認識した上で行うこと、「明確」とは、画面上のクリック、チェックボックスへのチェックや文書による同意など外部的に同意の事実が明らかであること。

→ 詳細は「同意取得の在り方に関する参考文書」を要参照。

・通常の利用者であれば同意することが合理的に推認できるため、契約約款等による同意になじまないとはいえない場合であって、利用者に将来不測の不利益が生じるおそれがないときなどは、例外的に契約約款等による包括的な同意であってもオプトアウト等の一定の条件を満たせば有効な同意と認められる場合がある。事例については、匿名化された位置情報の利用に係る5-4-2(位置情報の利用) のほか、次の文書を参照。

※ 「電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会」

「受信側における送信ドメイン認証技術導入に関する法的な留意点」

「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言

「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」

第1次とりまとめ、第2次とりまとめ、第3次とりまとめ等



②利用目的による制限における通信の秘密に係る個人情報の例外

【3-1-7 利用目的により制限における通信の秘密に係る個人情報の例外（第5条第4項関係）】

- 通信の秘密に該当する事項について、取得、保存、利用及び第三者提供が認められる場合として、正当業務行為を明記するとともに、正当業務行為及び緊急避難に該当するとして、これまで整理された事例等を脚注で追記してはどうか。

・正当業務行為

電気通信役務の円滑な提供の確保の観点から、業務の目的が正当であり、当該目的を達成するための行為の必要性及び手段の相当性が認められる行為である必要がある

- ※ 「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」
第1次とりまとめ、第2次とりまとめ、第3次とりまとめ等
「帯域性の運用基準に関するガイドライン(改訂)」
「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」等

・緊急避難

①現在の危難を避けるため、②法益の権衡が図られる限りにおいて、③他に採るべき方策なしに(補充性)行った行為である必要がある

- ※ 「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」
第1次とりまとめ
「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」
「安心ネットづくり促進協議会法的問題検討サブワーキング報告書」等



③委託先の監督

【改正GL第13条第3項、「3-7-4 第三者に該当しない場合」】

- 個人データ等(個人データ又は通信の秘密に係る個人情報)の取扱いの全部又は一部を委託する場合の監督について規定されているところ、通信の秘密に係る個人情報については、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がなければ提供してはならないことに留意する必要がある旨、解説に言及。

(「第三者に該当しない場合」にも同様に言及されているため、為念的に記載。)

參考資料

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」について

- 電気通信事業分野においては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の制定以前である平成3年(1991年)から、通信の秘密の保護や情報通信ネットワークの安全・信頼性確保といった電気通信事業法上の観点と、個人情報の適切な取扱いの観点の双方を踏まえ、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(以下「電気通信事業分野ガイドライン」という。)を策定。
- 個人情報保護法改正前においては、詳細なルールは事業分野ごとに事業所管大臣が策定するガイドラインに規定(平成27年7月時点で27分野、39ガイドライン)。
- 改正個人情報保護法下では、原則として個人情報保護委員会が策定するガイドライン(平成28年11月)に一元化。他方、**電気通信事業分野を含む一部の分野**(情報通信・金融・信用・医療)においては、改正後も引き続き**特定分野のガイドラインが定められている**。
- 電気通信事業分野ガイドラインにおいては、**通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定及びプライバシー保護の観点を踏まえ**、電気通信事業者に対する具体的な指針を示している。

個人情報の保護に関する法律(平成17年4月全面施行・平成29年5月改正法全面施行)

基本理念、国及び地方公共団体の責務・施策、基本方針の策定等(第1章～第3章)

公的部門

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
国の行政機関(法律)

独立行政法人等(法律)
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

地方公共団体等(条例)
各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

民間部門

個人情報取扱事業者の義務等(第4章～第6章)

個人情報保護委員会 ガイドライン等

電気通信業

電気通信事業における
個人情報保護に関するガイドライン



〔他に、金融分野、信用分野、医療分野等におけるガイドラインがある。〕

認定個人情報保護団体の指針等

条項	内容
1 目的及び適用対象	<p>第1条 (目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者が扱う個人情報においては、通信の秘密やプライバシー保護の観点から個人情報を保護する必要性が大きいことを解説で言及。(解説1-1) 電気通信事業法は、外国法人等が日本国内で電気通信役務を提供する場合及び外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する場合に適用されるため、当該外国法人等に本ガイドラインが適用されることを解説で言及。(解説1-2) ※令和3年4月1日施行 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(個人情報保護委員会)」に準拠しつつ、通信の秘密その他の電気通信事業者に特有の事情等を鑑み必要となる規定も併せ、電気通信事業者に適用される規律を一元的に示すことを解説で言及。(解説1-3)
2 定義	<p>第3条 (電気通信事業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者として、手続の有無にかかわらず電気通信事業法上の電気通信事業を行なう者を対象とし、電気通信事業法の適用除外とされている同法第164条第1項各号に定める事業を営む者も同法第4条(秘密の保護)の規定の適用があり個人情報保護の必要性に差ないことから本ガイドラインの対象とすることを解説で言及。(解説2-1) 電気通信サービスとして、電気通信事業者が他人の需要に応じて提供する電気通信役務及びこれに付随するサービスも含み、電気通信役務に係る個人情報と同じIDで紐付けを行なう場合についても電気通信サービスに該当することを解説で言及。(解説2-1) 本人の同意に関して、通信の秘密(通信内容、通信当事者の住所、氏名、発信場所、通信年月日等の通信構成要素及び通信回数などの通信の存在の事実の有無を含む)に該当する場合には、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意が必要となることを解説で言及。(解説2-13)

条項	内容
3 電気通信事業者の義務	
第5条 (利用目的による制限の例外)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法第16条第3項は同意を得ずに利用目的を超えた個人情報の取扱うことが可能な場合を挙げているが、通信の秘密に係る個人情報は同条同項は適用されない(同意または違法性阻却事由が必要)旨規定。(GL第5条第4項)
第7条 (適正な取得)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法第17条第2項各号は同意を得ずに要配慮情報を取得することが可能な場合を挙げているが、通信の秘密に係る個人情報は同条同項は適用されない(利用者の同意または違法性阻却事由が必要)旨規定。(GL第7条第3項)
第10条 (保存期間等)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法において、利用する必要がなくなった個人データ消去の努力義務が課されているが、電気通信事業分野ガイドラインでは個人データ(通信の秘密に係るものを除く)に保存義務の設定に係る努力義務を課すとともに、通信履歴等の通信の秘密に係る個人情報は、同意又は違法性阻却事由がある場合を除いて記録を最小限にとどめるとともに、利用目的を達成した際は速やかに消去する義務を規定。(GL第10条第2項)
第12条 (従業者・委託先の監督)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法が定める安全管理措置の他、従業者先及び委託先に対し必要な教育研修を実施する努力義務を規定。(GL第12条第2項)
第13条 (個人情報保護管理者)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護管理者(当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いに関する責任者)を設置し、ガイドラインを遵守するための内部規定の策定、監査体制の整備及び個人データ等の取扱いを監督する努力義務を規定。(GL第13条) 電気通信事業者内部における責任体制を確保するため、個人データ等の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する役員等の組織横断的に監督することのできる個人情報保護管理者を置き、必要な監督等を行なわせよう努める旨を解説に記載(解説3-3-7)。

条項	内容
3 電気通信事業者の義務(つづき)	
第14条 (プライバシーポリシー)	<ul style="list-style-type: none"> ● プライバシーポリシー(個人情報保護を推進する上での考え方や方針)を公表する努力義務を規定。(GL第14条第1項) ● 電気通信事業者の個人情報保護についての社会的信頼を確保するため、電気通信事業者は自らの個人情報保護を推進する上での考え方や方針についての宣言をプライバシーポリシーとして公表することが適切であるとした上で、プライバシーポリシーに記載すべき事項について、具体的に解説で言及。(解説3-4-1) ● アプリケーションソフトウェアを提供する場合、当該アプリケーションの情報取得等に係るプライバシーポリシーを公表する努力義務を規定。(GL第14条第2項) ● アプリケーションを提供するサイトを運営する場合、当該サイトにおいてアプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションの情報取得などに係るプライバシーポリシーを公表するよう促す努力義務を規定。(GL第14条第3項) ● アプリケーションのプライバシーに記載すべき事項について具体的項目を示し、スマートフォン プライバシー イニシアティブ等によるものと解説で言及。(解説3-4-2)
第15条 (第三者提供の制限)	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護法第23条は第三者提供時に同意を不要となる場合(同条第1項)やアウトソーシングによる第三者提供(同条第2項)を規定しているが、通信の秘密に係る個人情報にこれらは適用されない(利用者の同意又は違法性阻却事由が必要)旨を規定。(GL第15条第8項)
第28条～第31条 (匿名加工情報取扱事業者等の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ● 匿名加工情報取扱事業者等の義務は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」に準じる。電気通信事業者が取扱う位置情報は、通信の秘密に該当する個人情報を含む場合があるほかプライバシーの観点から保護が必要とされるため、適切な加工手法及び管理運用体制が求められ、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等の自主的ルールに委ねられる旨を解説で言及。(解説3-8)

条項	内容
5 各種情報の取扱い	
第32条 (通信履歴の記録)	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業者が取り扱う通信履歴は一般に通信の秘密に該当することから、以下を規定。 <ul style="list-style-type: none"> • 課金・料金請求・苦情対応・不正利用の防止その他の業務遂行上必要な場合に限り記録し、最小限の範囲内で保存期間を設定した上で、当該保存期間経過したとき又は記録目的を達成後は速やかに削除。(GL第32条第1項、解説5-1-1) • 利用者の同意又は違法性阻却事由がある場合以外、通信履歴を他人へ提供はできない。(GL第32条第2項、解説5-1-2)
第33条 (利用明細)	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用明細の内容は、通信の秘密に属する通信履歴にほぼ等しいため、通信の秘密やプライバシーに対する配慮が必要なことから、以下を規定。 <ul style="list-style-type: none"> • 利用明細に記載する情報の範囲は、利用明細の目的を達成するために必要な限度を超えてはならない。(GL第33条第1項、解説5-2-1) • 利用明細を加入者その他の閲覧しうる者に閲覧・交付する場合には、利用者の通信の秘密及び個人情報を不当に侵害しないよう必要な措置を実施。(GL第33条第2項、解説5-2-2)
第34条 (発信者情報)	<ul style="list-style-type: none"> ● 発信者情報通知サービスを提供する場合には、発信者情報を通知するかどうかの判断を発信者に委ねる観点から、通信ごとに、発信者情報の通知を阻止する機能を設けなくてはならない。(GL第34条、解説5-3-1)

条項

内容

5 各種情報の取扱い(つづき)

第35条
(位置情報)

- 位置情報は、個々の通信に関する場合は**通信の秘密であること、通信の秘密に該当しない場合であっても、プライバシーの中でも特に保護の必要性が高く、通信とも密接に関係する事項**であることから、以下を規定。
 - 電気通信事業者は、**あらかじめ利用者の同意を得ている場合、正当業務行為その他の違法性阻却事由がある場合に限り、取得可能。** (GL第35条第1項、解説5-4-1)
 - **あらかじめ利用者の同意を得ている場合、令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合に限り、他人への提供その他の利用可能** (通信の秘密に該当する位置情報について匿名化して他者へ提供等を行なう場合には利用者の同意を得る必要があること、通信の秘密に該当しない位置情報について他者へ提供等を行なう場合には**利用者の同意又は違法性阻却事由がある場合に限定することが強く求められる旨を解説で言及**)。 (GL第35条第2項、解説5-4-2)
 - 位置情報サービスの提供にあたっては、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するために**必要な措置** (※) を講ずることが適切 (※①利用者の意思に基づく提供、②利用者の認識・予見可能性の確保、③適切な取扱い、④提携に関する約款等への記載について解説で言及)。 (GL第35条第3項、解説5-4-3)
 - **捜査機関からの要請**により取得を求められた場合は、**令状に従う時に限り、取得可能。** (GL第35条第4項、解説5-4-4)
 - **救助を行う機関からの要請**により取得を求められた場合は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫し、早期発見のために不可欠であると認められる場合に限り、**取得可能。** (GPS位置情報は通信の秘密ではないが、基地局の位置情報よりも高いプライバシー性を有する旨解説で言及) (GL第35条第5項、解説5-4-5)

5 各種情報の取扱い(つづき)

第36条
(不払い者等情報)

- 電気通信役務に係る料金不払い又は携帯音声通信役務の不正な利用を防ぐために特に必要かつ適切であると認められるときは、**以下の者の情報（氏名、住所等）を電気通信事業者間で交換することができる旨**を規定。(GL第36条、解説5-5)
 - 支払期日経過後も電気通信役務に係る料金を支払わない者
 - 携帯電話不正利用防止法第9条に基づく契約者確認に応じない者

第37条
(迷惑メール等送信
に係る加入者情報)

- 電気通信事業者は、一時に多数の者に対してされる電子メールの送信による電子メールの送受信上の支障を防止するため特に必要であり、かつ適切であると認められるときは、他の電気通信事業者との間において、加入者情報（電気通信事業者が迷惑メール送信に関する利用停止措置を講じ、又は契約を解除したものに限る）を交換することができる。（交換することについて契約約款に明記すること等により加入者の同意を得る旨を解説で言及） (GL第37条、解説5-6)

第38条
(電話番号情報)

- 電気通信事業者が電話番号情報を用いて電話帳を発行し又は電話番号案内を行なう場合には、加入者に対し、電話帳への掲載又は電話番号の案内をしないことについての選択の機会を与えることが適切である。 (GL第38条、解説5-7)